

カートライセンス発給規定

下線：変更箇所

改定後		現行規定	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条～第5条 (略)		第1条～第5条 (略)	
表1		表1	
ライセンス種別	有効な車両のクラス、競技会	ライセンス種別	有効な車両のクラス、競技会
ジュニア B (8 歳～11 歳まで)	(略)	ジュニア B (8 歳～11 歳まで)	(略)
ジュニア B (12 歳～14 歳まで)	(略)	ジュニア B (12 歳～14 歳まで)	(略)
ジュニア A	(略)	ジュニア A	(略)
国際 <u>G</u>	C I K - F I A 公認のジュニア国際競技、およびすべての国内以下の競技会。(ギアボックス無のカテゴリー) ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。	国際 <u>C</u> <u>ジュニア</u>	C I K - F I A 公認のジュニア国際競技、およびすべての国内以下の競技会。(ギアボックス無のカテゴリー) ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国際 <u>F</u>	ジュニアカテゴリーを除く C I K - F I A 公認の国際競技 (ギアボックス無のカテゴリー)、およびすべての国内以下の競技会 (ギアボックス無のカテゴリー)。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。	国際 <u>C</u> <u>リストラク</u> <u>ティッド</u>	ジュニアカテゴリーを除く C I K - F I A 公認の国際競技 (ギアボックス無のカテゴリー)、およびすべての国内以下の競技会 (ギアボックス無のカテゴリー)。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国内 B	準国内以下の競技会。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。	国内 B	準国内以下の競技会。
国内 A	(略)	国内 A	(略)
国際 <u>E</u>	C I K - F I A グループ 1 & 2 選手権、カップ、トロフィーおよび C I K - F I A グループ 1 & 2 国際競技。すべての国内以下の競技会。	国際 <u>C</u> <u>セニア</u> <u>および</u> <u>国際 B</u>	C I K - F I A グループ 1 & 2 選手権、カップ、トロフィーおよび C I K - F I A グループ 1 & 2 国際競技。すべての国内以下の競技会。
		国際 <u>A</u>	C I K - F I A グループ 1 & 2 選手権、カップ、トロフィーおよび C I K - F I A

グループ1 & 2 国際競技。すべての国内以下の競技会。

ゴカートライセンス 別途定める。

**第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給**

ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。

ライセンスの発給申請を行う際には、年齢（生年月日）を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。

1. ～2. (略)
3. 国際 G ライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から14歳未満の者に発給する。
4. 国際 F ライセンスは、14歳（14歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
5. 国際 E ライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）以上の者に発給する。

**第7条 カートドライバーライセンスの新規申請**

1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。

- 1) ～3) (略)
- 4) 自動車競技運転者許可証の所持者は次の通り同一年または翌年のカートドライバーライセンスの資格を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ、当該申請者に対し次の通りライセンスを発給することができる。

国内競技運転者許可証A → カートドライバーライセンス国内A以下  
国際競技運転者許可証 C-C、C-R以上 → 国際 E 以下

**第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給**

ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。

ライセンスの発給申請を行う際には、年齢（生年月日）を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。

1. ～2. (略)
3. 国際 C ジュニア ライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から14歳未満の者に発給する。
4. 国際 C リストラクティッド ライセンスは、14歳（14歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
5. カート 国際A、B、C セニア ライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）以上の者に発給する。

**第7条 カートドライバーライセンスの新規申請**

1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。

- 1) ～3) (略)
- 4) 自動車競技運転者許可証の所持者は次の通り同一年または翌年のカートドライバーライセンスの資格を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ、当該申請者に対し次の通りライセンスを発給することができる。

国内競技運転者許可証A → カートドライバーライセンス国内A以下  
国際競技運転者許可証 C 以上 → カートドライバーライセンス国際 B 以下

※カート国際ドライバーライセンス所持者は、J A F 国内競技規則細則・J A F スポーツ資格登録規定に従い、次の通り自動車競技運転者許可証の資格を申請できる。

国際 E ライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内 A 以下の許可証を申請できる。

5) 国際競技運転者許可証の新規申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A e ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

2. ～3. (略)

#### 第8条 年令制限の解除による更新

1. (略)

2. 国際 G から国際 F へは、当該年に 14 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、国際 G ドライバーライセンスは 14 歳に達した年の年末まで有効である。

3. 国際 F (または国際 G) から国際 E へは、当該年に 15 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、国際 F ドライバーライセンスは 15 歳に達した年の年末まで有効である。

4. 更新申請は所定の書式により行なう。

#### 第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

カートドライバーライセンスの上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

※カート国際ドライバーライセンス所持者は、J A F 国内競技規則細則・J A F スポーツ資格登録規定に従い、次の通り自動車競技運転者許可証の資格を申請できる。

カート国際 C セニアライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内 A 以下の許可証を申請できる。

2. ～3. (略)

#### 第8条 年令制限の解除による更新

1. (略)

2. 国際 C ジュニアから国際 C リストリクティッドへは、当該年に 14 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、国際 C ジュニアドライバーライセンスは 14 歳に達した年の年末まで有効である。

3. 国際 C リストリクティッド (または国際 C ジュニア) からカート国際 C セニアへは、当該年に 15 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、国際 C リストリクティッドドライバーライセンスは 15 歳に達した年の年末まで有効である。

4. 更新申請は所定の書式により行なう。

#### 第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

カートドライバーライセンスの上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

1. (略)

1) ~ 2) (略)

2. カート国内A (またはジュニアA) から国際Eへの申請:

1) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、国際Eライセンス講習会を受講し合格した者。

※ (略)

3) (略)

3. ジュニアAから国際G (または国際F) への申請:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとし、以下の通りとする。

1) ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) ジュニアAライセンス所持者で、国際E (国際F/国際G) ライセンス講習会を受講し合格した者。

※ (略)

3) (略)

4. ~~国際Bライセンスの取得について:~~

~~C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。~~

1. (略)

1) ~ 2) (略)

2. カート国内A (またはジュニアA) からカート国際Cセニアへの申請:

1) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) カート国内A (またはジュニアA) ライセンス所持者で、カート国際Cセニアライセンス講習会を受講し合格した者。

※ (略)

3) (略)

3. ジュニアAから国際Cジュニア (または国際Cリストラクティッド) への申請:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとし、以下の通りとする。

1) ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) ジュニアAライセンス所持者で、カート国際Cセニア (国際Cリストラクティッド/国際Cジュニア) ライセンス講習会を受講し合格した者。

※ (略)

3) (略)

4. カート国際Bライセンスの取得について:

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

~~ただし、国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の条件を満たさない者でも、カート国際Cセニア（または国際Cリストリクティッドまたは国際Cジュニア）ライセンス所持者で、以下を満たした者はカート国際Bライセンスを取得することができる。~~

- ~~1) 国際Eライセンス講習会を受講し合格した者。~~
- ~~2) 公認クラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。~~

~~5. カート国際Aライセンスの取得について：~~

~~C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。~~

4. 国際ドライバーライセンスの上級申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A e ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

5. (略)

第10条～第11条 (略)

### 第12条 カートドライバーライセンス講習会

J A F、準加盟／加盟／公認カートクラブ、加盟／公認カートコース団体およびJ A Fの認めた者は、カートドライバーライセンス取得希望者のために講習会を開催することができる。講習会の主催者は講習の終了後、適格者に対しカートドライバーライセンスの発給の申請を代行することができる。

カートドライバーライセンス講習会に関する規定は、「カートドライバーライセンス講習会規定」に定める。

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライ

ただし、国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の条件を満たさない者でも、カート国際Cセニア（または国際Cリストリクティッドまたは国際Cジュニア）ライセンス所持者で、以下を満たした者はカート国際Bライセンスを取得することができる。

- 1) カート国際Bライセンス講習会を受講し合格した者。
- 2) 公認クラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。

5. カート国際Aライセンスの取得について：

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

6. (略)

第10条～第11条 (略)

### 第12条 カートドライバーライセンス講習会

J A F、準加盟／加盟／公認カートクラブ、加盟／公認カートコース団体およびJ A Fの認めた者は、カートドライバーライセンス取得希望者のために講習会を開催することができる。講習会的主催者は講習の終了後、適格者に対しカートドライバーライセンスの発給の申請を代行することができる。

カートドライバーライセンス講習会に関する規定は、「カートドライバーライセンス講習会規定」に定める。

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライ

## 「行為の規律」の補足事項

### ~~1. カート国際A、Bドライバーライセンスの更新の条件~~

~~1) 国際A：ライセンス取得後3年の間にCIK選手権・トロフィー・カップで6位以内に入賞、もしくは5年以内にCIK選手権・トロフィー・カップに最低1回参加したことがある場合。以上の条件を満たさないドライバーは国際Aの資格を失うが下位等級のライセンスを取得できる。~~

### 1. 国際E：以下の何れかの条件を満たすこと。

- 1) ライセンス取得後2年の間に該当するカテゴリーの国際競技に1回以上参加。
- 2) 国際E上級の条件を満たしていること。(第2条2.1) および3.1) 参照)

この場合、以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヶ月の実績も認める。

2. 国際Eライセンスの更新のために必要となる競技会出場実績の提出については、申請者が用意しなければならない。
3. (略)

第13条 (略)

第3章～第4章 (略)

## 「行為の規律」の補足事項

### 1. カート国際A、Bドライバーライセンスの更新の条件

1) 国際A：ライセンス取得後3年の間にCIK選手権・トロフィー・カップで6位以内に入賞、もしくは5年以内にCIK選手権・トロフィー・カップに最低1回参加したことがある場合。以上の条件を満たさないドライバーは国際Aの資格を失うが下位等級のライセンスを取得できる。

### 2) 国際B：以下の何れかの条件を満たすこと。

- (1) ライセンス取得後2年の間に該当するカテゴリーの国際競技に1回以上参加。
- (2) 国際B上級の条件を満たしていること。(申請前24ヶ月以内に全日本選手権および/または国際競技において上位10位以内に少なくとも3回入賞。)

この場合、以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヶ月の実績も認める。

2. カート国際A、Bドライバーライセンスの更新のために必要となる競技会出場実績の提出については、申請者が用意しなければならない。
3. (略)

第13条 (略)

第3章～第4章 (略)